第二条　船舶油濁損害賠償保障法施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶油濁等損害賠償保障法施行規則

第一条中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

第二条第六号イ」を「第二条第十四号イ」に改める。

第三条中「第二条第六号イ」を「第二条第十四号イ」に改め、同条各号中「であつて」を「であつて」に改める。

第十一条を削り、第十条を第十一条とする。

第九条の見出し中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出しを「（タンカー保障契約証明書の有効期間）」に改め、同条第一項中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条を第九条とする。

第七条（見出しを含む。）中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「保障契約証明書の」を「タンカー保障契約証明書の」に改め、同項第一号中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「次号及び第十四条において」を「以下」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第二号中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「貼つて」を「貼って」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出しを「（タンカー保障契約証明書の再交付の申請）」に改め、同条第二項中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「なった」を「なった」に改め、同条第三項中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に、「行つた」を「行った」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（タンカー保障契約証明書の交付の申請）」に改め、同条第一項中「書面」の下に「（以下「タンカー保障契約証明書」という。）」を加え、同条第二項中「保障契約証明書」を「タンカー保障契約証明書」に改め、同条第三項中「あつては」を「あつては」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（特定海域）

第四条　法第十三条第二項の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。

一　東京湾（千葉県洲埼灯台から神奈川県剣埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）

二　伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）

三　瀬戸内海（和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鵜ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から福岡県和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）

第十二条の見出しを「（一般船舶等保障契約証明書の交付の申請）」に改め、同条第一項中「第三十九条の六」を「第四十四条」に、「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「第六号様式」を「第一号様式」に、「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書交付申請書」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第十三条の見出しを「（一般船舶等保障契約証明書の再交付の申請）」に改め、同条第一項中「第三十九条の六」を「第四十四条」に、「第七号様式」を「第二号様式」に、「一般船舶保障契約証明書再交付申請書」を「保障契約証明書再交付申請書」に改め、同条第二項中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「なった」を「なった」に改め、同条第三項中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「行つた」を「行った」に改め、同条第四項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第十四条第一項中「一般船舶保障契約証明書の」を「一般船舶等保障契約証明書の」に改め、同項第一号中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「一万四千三百円」を「七千円」に、「あつては、一万四千百円」を「あつては、六千九百円」に改め、同項第二号中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「一万二千八百円」を「六千円」に、「あつては、一万二千七百円」を「あつては、五千九百円」に改め、同条第二項中「貼つて」を「貼って」に改める。

第十五条の見出しを「（一般船舶等保障契約証明書の様式）」に改め、同条中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「第八号様式」を「次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第四十一条第一項第一号に規定する第一種特定船舶　第六号様式

二　法第四十一条第一項第二号に規定する第二種特定船舶　第七号様式

第十六条の見出しを「（一般船舶等保障契約証明書の有効期間）」に改め、同条第一項中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「一般船舶保障契約証明書」を「一般船舶等保障契約証明書」に、「なった」を「なった」に改める。

第十七条の見出しを「（一般船舶等保障契約証明書の記載事項の変更の届出）」に改め、同条第一項中「第三十九条の六」を「第四十四条」に、「第九号様式」を「第四号様式」に、「一般船舶保障契約証明書記載事項変更届出書」を「保障契約証明書記載事項変更届出書」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第十八条中「第三十九条の七第三項」を「第四十五条第三項」に改め、同条第七号中「法第三十九条の五第一項第一号及び第二号に掲げる損害のいずれをもてん補する」を「一般船舶等油濁損害（法第二条第十六号ロに掲げるものを除く。次号並びに第二十七条第十三号ニ及びホにおいて同じ。）を塡補する」に改め、「及び費用の支払」を削り、同条第八号中「法第三十九条の五第一項第一号に掲げる損害をてん補するため」を「一般船舶等油濁損害を塡補する」に改め、「及び同項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該契約に係る一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額」を削る。

第二十三条第一項中「第三十九条の六」を「第四十四条及び第五十二条」に、「第四十一条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項及び第四十二条の二」を「第五十九条第一項及び第二項並びに第六十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十二条中「第四十二条第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

（締約国への報告の方法）

第三十条　法第六十一条第一項の規定による報告は、電信、電話その他のなるべく早く到達するような手段により行うものとする。

（締約国への報告事項）

第三十一条　法第六十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、当該タンカー又は一般船舶に係る次に掲げるものとする。

一　船舶所有者の氏名又は名称及び住所

二　船舶の位置

三　難破物の種類、大きさ及び構造

四　難破物の状態（損害の程度を含む。）

五　危険物、有害物その他の貨物の性質及び量

六　積載されている油の種類及び量

七　前各号に掲げるもののほか、難破物除去条約第六条の規定による決定をするために必要なもの